

川崎区南町に開設予定の第二種社会福祉事業による宿泊所(無料低額宿泊所)について

1 経緯

平成25年3月21日(木)	事業者が「社会福祉法に基づく第二種社会福祉事業(宿泊事業)に係るガイドライン」(以下ガイドラインという。)について説明を求め来庁したため、内容について説明。事業開設の意志が示されたため「事前相談届」の提出を指示した。
平成25年3月22日(金)	事業者から第二種社会福祉事業開設に係る「事前相談届」の提出がなされたが、添付書類に不備があり差し戻した。
平成25年3月29日(金)	事業者から「事前相談届」の提出がなされ、これを受理。ガイドラインに即し、地域住民に対する「事前説明及び協議」を指示した。
平成25年4月11日(木)	事業者による第1回近隣住民説明会
平成25年4月18日(木)	事業者による第2回近隣住民説明会
平成25年6月4日(火)	請願第62号提出
平成25年7月30日(火)	事業者から、第1回、第2回近隣住民説明会実施後の、「事前説明及び協議実施報告書」の提出がなされ、これを受理した。

2 「事前相談届」による施設・業者の概要等

施設名称	(仮称)南町自立支援施設
候補地住所	川崎市川崎区南町12番16号
構造	RC造 地上6階建
見込定員	28人
経営者住所	横浜市旭区中希望が丘248番地
開設見込時期	平成25年7月1日頃
経営者氏名	株式会社 ショウキ 照樹 代表取締役 クラタ 倉田 ヨシユキ 義行
必要な手続	(1)「社会福祉法に基づく第二種社会福祉事業(宿泊事業)に係るガイドライン」による手続き【川崎市】 (2)社会福祉法第69条第1項に基づく開設後一ヶ月以内の届出の提出

3 第二種社会福祉事業宿泊所の運営開始までの流れ

(日 程)	(事 業 者 の 手 順)
開設日まで3ヶ月以上前	開設候補地・開設見込時期・開設見込規模を市へ事前相談、「事前相談届」の提出
事前相談日より7日以内	開設候補地の近隣住民への事前説明及び近隣住民との協議、協定の締結
事前説明日から5日以内	市へ「事前説明及び協議実施報告書」および「協定書」の内容について提出
開設日まで	近隣住民との協議等に基づき、開設予定日、規模等について事業計画の決定 市へ事業計画を決定してから5日以内に「事業決定報告書」を提出
開設日より1ヶ月以内	「開設届」(社会福祉法第69条第1項の規定に基づく)の提出

4 開設予定地



第二種社会福祉事業による宿泊所(無料低額宿泊所)について

1 社会福祉法上の定義

- (1) 定義
- 第二条 この法律において、「社会福祉事業とは、第一種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業をいう。
- 3 次に掲げる事業を第二種社会福祉事業とする。
- 八 生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業
- (2)第二種社会福祉事業の届出
- 第六十九条 国及び都道府県以外の者は、第二種社会福祉事業を開始したときは、事業開始の日から一月以内に、事業経営地の都道府県知事に第六十七条第一項各号に掲げる事項を届け出なければならない。
- ※第六十七条
- 一 経営者の名称及び主たる事務所の所在地
- 二 事業の種類及び内容
- 三 条例、定款その他の基本約款

2 市内宿泊所の届出の状況

	管轄	宿泊所名	所在地	定員	開設者
1	川崎	立身寮	川崎区堤根37-4	72	NPO法人ふれんでき
2	川崎	立身寮 第1分寮	川崎区渡田東町7-9	30	NPO法人ふれんでき
3	大師	塩浜第一荘	川崎区塩浜2-24-26	29	NPO法人エス. エス. エス
4	大師	塩浜第三荘	川崎区塩浜3-19-3	74	NPO法人エス. エス. エス
5	大師	ハッピーホーム伊勢町	川崎区伊勢町9-20	27	NPO法人エス. エス. エス
6	大師	川崎寮	川崎区夜光町1-4-4	64	株式会社 ステップホーム
7	田島	浜町荘	川崎区浜町3-2-10	34	NPO法人エス. エス. エス
8	幸	幸荘	幸区南加瀬4-22-8	42	NPO法人エス. エス. エス
9	幸	紺屋町寮	幸区紺屋町5-6	22	NPO法人中高齢支援会
10	幸	戸手本町寮	幸区戸手本町1-44-3	20	NPO法人中高齢支援会
11	幸	幸寮	幸区戸手2-79-3	20	NPO法人中高齢支援会
12	中原	ハッピーホーム中原	中原区井田1-3-40	38	NPO法人エス. エス. エス
13	高津	新作荘	高津区新作4-21-14	26	NPO法人エス. エス. エス
14	高津	坂戸荘	高津区坂戸2-13-11	30	NPO法人エス. エス. エス
15	高津	新作第二荘	高津区新作4-7-17	68	NPO法人エス. エス. エス
16	高津	立身寮(千年)	高津区千年728-2	51	NPO法人ふれんでき
17	宮前	有馬荘	宮前区有馬7-9-7	30	NPO法人エス. エス. エス
18	宮前	ハーバー宮前	宮前区宮前平1-6-14	46	NPO法人神奈川県生活サポート
19	多摩	宿河原荘	多摩区宿河原3-14-10	61	NPO法人エス. エス. エス
20	麻生	千代ヶ丘荘	麻生区千代ヶ丘3-18-5	69	NPO法人エス. エス. エス

20施設 定員合計 853名

3 第二種社会福祉事業宿泊所の設備、運営等に係る指針(ガイドライン)の制定状況

- ・平成15年4月17日 川崎市がガイドラインの制定
- ・平成15年7月31日 厚生労働省が指針の制定
- ・平成16年1月20日 厚生労働省の指針の一部改正
※「施設内における感染症の発生及びまん延防止に努めること」を追加。
- ・平成16年3月24日 川崎市のガイドライン一部改正
※社会福祉法第70条(調査)、71条(改善命令)、72条(許可の取消し等)82条(社会福祉事業の経営者による苦情の解決)を追加。
- ・平成16年8月16日 川崎市のガイドライン一部改正
※宿泊所開設までの手順、事業経営の透明性の確保、社会福祉法第131条(罰則)を追加。

4 現状と課題

(1) 利用者の推移 (各年4月1日)

H16年	H17年	H18年	H19年	H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年
782	836	758	771	738	790	755	729	694	652

(2) 利用者の状況 (平成25年4月1日現在)

利用期間	1か月未満	3か月未満	6か月未満	1年未満	2年未満	2年以上	総数
利用者数	14	36	51	63	95	393	652

(3) 課題

第二種社会福祉事業による宿泊所は本来、生活保護受給者が、一時的な起居の場として利用するものとされているが、多くの宿泊所においては、利用が長期化しており、利用期間が2年以上となっているものが、393名、約60%となっている。

社会福祉法に基づく第二種社会福祉事業（宿泊事業）に係るガイドライン

16 川 健 保 第 359 号
平成 16 年 8 月 16 日
市 長 決 裁

1 目 的

住宅に困っている低所得者及び生活困難者を、無料又は低額な料金で利用させることを目的とした宿泊事業（社会福祉法第2条第3項第8号に規定する宿泊所）の開設に係る手順及び設備・運営等についての最低限度の基準を示すことにより、地域福祉の推進と適正な事業運営を確保する。

2 定義

- （1）「宿泊所」とは、社会福祉法第2条第3項第8号に規定する事業を行う施設をいう。ただし、国及び地方公共団体の開設する施設を除く。
- （2）「事業者」とは、宿泊所を開設又は運営する者をいう。
- （3）「近隣住民等」とは、宿泊所の周辺に居住する者、周辺の事業所等に勤務する者及び関係町会・自治会等をいう。

3 宿泊所開設までの手順

（1）事前相談

ア 事業者は、開設計画を決定する前に、開設候補地・開設見込時期・見込規模等について、市に事前相談すること。

なお、事前相談は、開設見込時期の3か月以上前に行うこと。

イ 事業者は、宿泊所の候補地を選定するにあたっては、当該候補地の地域の特性及び環境等を充分把握のうえ、生活環境との調和を考慮して選定すること。

（2）事前説明及び協議

ア 事業者は、市への事前相談後7日以内に宿泊所の開設趣旨、設備・運営管理体制等の計画内容を近隣住民等に対して事前説明すること。

イ 事前説明の実施後、事業者及び近隣住民等は、次の事項について協議を行うこと。

〔協議事項〕

- ① 宿泊所設置の趣旨
- ② 設備及び運営管理体制

- ③ 苦情処理の体制
- ④ 地域の生活環境との調和
- ⑤ その他協議の必要な事項

ウ 事前説明及び協議を実施するにあたって、事業者及び近隣住民等は、社会福祉法第4条の規定を尊重し、相互に協力して地域福祉の推進に努めること。

エ 事業者及び近隣住民等は、協議により合意又は確認した事項について協定を締結し、これを遵守すること。

オ 事業者は、事前説明及び協議を実施したときは、5日以内にその内容について市に報告すること。

また、協定の内容についても市に報告すること。

(3) 計画の決定

ア 事業者は、前項の協議に基づき、開設予定地・開設予定日・規模等の計画を決定すること。

イ 事業者は、計画を決定したときは、5日以内にその内容について市に報告すること。

4 開設の届出

(1) 事業者は、社会福祉法第69条第1項により、事業開始の日から一月以内に、法第67条第1項各号に掲げる事項を届け出なければならない。

また、同条第2項により、届け出た事項に変更を生じたときは、変更の日から一月以内に、その旨を届け出なければならない。事業を廃止したときも同様とする。

ア 経営者の名称及び主たる事務所の所在地

イ 事業の種類及び内容

ウ 条例、定款その他の基本約款

(ア) 社会福祉法人、公益法人等

定款、寄付行為等及び法人の概要が紹介されているものを添付すること。

(イ) 上記以外の法人、任意団体及び個人

団体の概要が紹介されているものを添付。個人については、設立の主旨が分かるものを添付すること。

(2) その他提出書類

ア 開設届

イ 宿泊及び入居規約

- ウ 宿泊及び入居契約書
- エ 施設賃貸借契約書の写し（自己保有の場合は登記簿謄本の写し）
- オ 施設見取り図（平面図・立体図）
- カ 施設案内図
- キ 近隣住民等への設立説明経過報告書
- ク 近隣住民等との協定書の写し

5 設置基準

（１）設備面

- ア 建物は耐火建築物又は準耐火建築物等建築基準法を遵守すること。
- イ 1居室1世帯とし、居室の広さについては、収納設備を除き1人につき5㎡以上とすること。（川崎市建築基準条例第27条）
- ウ 居室は個人のプライバシーが守られるよう、壁で隣室、共用部と隔離されていることとし、地階に設けてはならない。
- エ 居室に設置されている、照明設備、空調設備および通風、採光の確保された窓は各室毎に独立していること。
- オ 談話室、相談室を整備すること。
- カ 食事を提供する場合は食堂を設置すること。
- キ 浴室は、定員に見合った広さを確保すること。洗面所、トイレは居室のある各階に定員に見合った数を設置すること。
- ク 避難誘導灯、避難口及び避難通路を整備し、利用者の安全を確保すること。
- ケ 消火器及び避難器具を設置するなど消防法を遵守すること。

（２）運営面

- ア 施設長を配置すること。
- イ 社会福祉法第3条の基本理念に基づき、個人の尊厳を守り、利用者が健全な生活を営み、自立した生活ができるよう支援すること。
- ウ 入浴は週3回以上行うこと。
- エ 給食を継続的に行う場合は当該施設の管理者は、速やかに給食施設報告書に給食施設の平面図を添えて当該給食施設の所在地を所管する保健所に報告するとともに衛生管理に努めること。（川崎市食品衛生法施行細則第19条）
- オ 防火管理者を定め、防火管理義務に努めること。
- カ 地域住民の理解を得るとともに、地域福祉の推進に努めること。
- キ 事業者は、次により事業経営の透明性を確保すること。

- (ア) 領収書、契約書等を保管するとともに、施設ごとに収支等に関する帳簿類を整備すること。
- (イ) 施設ごとに貸借対照表及び損益計算書等収支の状況を毎会計年度終了後3か月以内に市に報告すること。
- ク 入所者名簿を整備すること。
- ケ 入所者からの苦情の解決に努めること。(社会福祉法第82条)

6 施設長等の要件

(1) 施設長

施設長は、当該施設に常駐する専従職員とし、次の要件を満たす者を配置すること。

- ア 社会福祉法第19条各号のいずれかに該当する社会福祉主事資格のある者。
- イ 社会福祉事業に2年以上従事した者。
- ウ ア、イと同等以上の能力を有すると認められる者。
- エ ア、イ、ウいずれにも該当しない者については、市の指定した研修を受けるものとする。

(2) 職員

職員は可能な限り社会福祉主事の資格を有すること。

7 費用

(1) 居室使用料

- ア 居室使用料に見合った居住環境を確保し、かつ無料または低額であること。
- イ 近隣の家賃水準に比べて、妥当かつ適切な金額であること。
- ウ 敷金、礼金を求めないこと。
- エ 保証人を求めないこと。

(2) 食費、日用品費等

- ア 食事、日用品等を提供する場合は、食費、日用品費に見合った内容のものとする。
- イ 光熱水費を徴収する場合は、実費相当とすること。

- (3) (1) 及び (2) の金額は、入居契約時および内容に変更があった際は、書面により利用者本人に交付すること。また、(2) の内訳についても同様とする。

8 入所対象者

川崎市内地域に起居する以下の者とする。

- (1) 住宅に困っている低所得者及び生活困窮者
- (2) 野宿生活者（ただし、施設入所を目的として市外の者を転入させないこと。）
- (3) 緊急保護を求める者
- (4) その他

9 その他

- (1) 事業者は、利用者の生活向上への支援、地域住民との相互協力、関連する福祉サービスとの連携など、社会福祉の基本理念を遵守すること。（社会福祉法第3条、第4条、及び第5条）
- (2) 市が事業経営の状況を調査するにあたり、事業者は必要な帳簿、書類等の検査に応ずること。（社会福祉法第70条）
- (3) 上記調査により社会福祉法第65条の最低基準に適合しないと認められた場合、改善命令を行うので、事業者は改善に努めること。（社会福祉法第71条）
- (4) 事業者が、社会福祉法第69条第1項の規定に違反し、不当に営利を図り、入所者の処遇に不当行為をしたときは、経営の制限、停止を命ずることがある。（社会福祉法第72条）

なお、当該命令に違反して宿泊所を経営し続けた場合には、刑事罰として6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられるものである。（社会福祉法第131条）

附則 このガイドラインは平成15年4月17日より施行する。

このガイドラインは平成16年4月1日より施行する。

このガイドラインは平成16年8月16日より施行する。

仮称南町自立支援施設 周辺図

参考資料

